

国立大学教育研究評価委員会（第40回）議事録

1. 日 時 平成27年3月30日（月） 13:30～15:30

2. 場 所 学術総合センター 11階 1112会議室

3. 出席者

（委員）池上委員、大沢委員、戒能委員、梶山委員、小畑委員、相良委員、  
杉山委員、関本委員、戸谷委員、福山委員

（事務局）野上機構長、岡本理事、山田理事、川口顧問、木村参与、  
武市研究開発部長、土屋評価研究主幹、河野教授、井田教授、  
鈴木教授、田中教授、川嶋客員教授、林准教授、鎌塚評価事業部長、  
小山田評価企画課長 外

議 事

- (1) 国立大学教育研究評価委員会専門委員候補者の選出について
- (2) 第2期中期目標期間の教育研究の状況についての評価に関するQ&Aについて
- (3) 学系別の参考例について
- (4) 今後のスケジュールについて
- (5) その他

・第39回の議事録案が承認された。

（○：委員、●：事務局）

○委員長 それでは、議事に入ります。事務局から配付資料のご説明をお願いします。

● 本日の議事次第に基づき、配付資料の確認をお願いします。

資料1が10月28日に開催されました第39回の議事録（案）、資料2が本委員会細則の改正案、資料3-1が「国立大学教育研究評価委員会専門委員候補者について（案）」、資料3-2が「達成状況判定会議 専門委員候補者（案）」、資料3-3が「現況分析部会 専門委員候補者（案）」、資料3-4が「研究業績水準判定組織 専門委員候補者（案）」、資料4-1が「第2期「Q&A」について（案）」、資料4-2が「第2期中期目標期間

の教育研究の状況についての評価に関するQ&A（案）」、資料5－1が「現況分析における学系別の参考例について（案）」、資料5－2が「教育・研究水準の評価にかかる参考例（工学系、人文科学系）」、資料5－3が「教育・研究水準の評価にかかる参考例（理学系、農学系、保健系）」、資料6が「今後のスケジュール（案）」です。その他、参考資料として参考1から参考4、机上資料として本委員会の基礎資料ファイル、第2期中期目標期間における「評価実施要項」等をご用意しています。以上です。

○委員長 国立大学教育研究評価委員会専門委員候補者の選出について検討しますが、本議題は、評価の公平性に配慮し、独立行政法人大学評価・学位授与機構国立大学教育研究評価委員会細則第10条に基づき、資料を含め非公開とします。

次に、第2期中期目標期間の教育研究状況についての評価に関するQ&Aについて検討します。この議題から本委員会は公開とします。

Q&Aについてワーキンググループにて検討を進めていただいていますので、ワーキンググループ主査よりご説明をお願いします。

○ それでは、評価に関するQ&Aについて検討状況をご説明します。第2期においても、第1期と同様に法人向けのQ&Aを作成することとし、ワーキンググループにおいて、法人からの意見や第1期Q&Aの記載内容を踏まえ、第2期のQ&Aについて検討を進めております。資料の詳細については事務局からご説明をお願いします。

● 資料4－1をご覧ください。第2期Q&Aは法人から寄せられたご質問に答え、広く各法人にお伝えすることで、評価に対するご理解の醸成、あるいは評価作業を円滑に進めていただくことを目的に作成するものです。

第1期においては説明会での質疑応答や個別に寄せられたご意見をもとにQ&Aを作成し、公表後も各法人からのご意見を受け、追記を行っていました。これを踏まえ、第2期のQ&Aは、第1期と同様、法人からの問い合わせに基づき作成し、第1期のもので踏襲できるものは必要な改定を行った上で再掲することとします。ただし、既に「評価実施要項」等に掲載している内容は除くこととします。

資料4－2がQ&A（案）であり、ウェブサイトで公表した後、来年度の法人担当者向け説明会や評価者研修会等で説明を行い、公表後も随時改定していく予定です。

なお、資料4－1の2ページ目以降に、掲載内容の主なものを示しています。（1）は第1期と同様の内容を掲載しているものの例です。問10は、専任教員以外の研究業績を選定できるかというご質問に対し、専任教員以外の特任教授、客員教授等の研究業績も選

定可能であるが、当該学部・研究科等において実施され、公表されている業績に限るとい  
う回答としています。なお、学生の研究業績については選定できないとしています。

(2)は新たに追加した例です。問13は、「実績報告書作成要領」の中に、研究業績  
の選定に際して「自己評価能力を問われることのないよう留意してください」と記述があ  
るが、これは評価においてどのように取り扱われるのかといったご質問に対し、学部・研  
究科を代表する優れた研究業績である根拠が十分ではないものが過度に選定されており、  
自己評価と判定結果との乖離が大きいような場合には、その旨を評価において指摘するこ  
とがあるという回答としています。問22は、研究業績の記載順に関する質問に対し、科  
研費の細目番号順に記載いただくという回答としています。

3ページ目の問23は、外国との共同研究等の取り扱いに関する質問に対し、当該学部・  
研究科等を代表する研究業績であると法人が判断した場合には、記述して差し支えないと  
いう回答としています。

4ページ目は第1期のQ&Aから改定したものの例です。改定の趣旨については赤字で  
記載しています。問8は、組織を代表する優れた研究業績を賞の受賞を根拠に選定する場  
合は、第2期中期目標期間よりも前に公表された研究成果として選定してもよいかとい  
うご質問に対し、選定する研究成果は第2期中期目標期間に公表されたものに限るが、判断  
根拠となる受賞等については、それ以前の研究成果に基づくものでも差し支えないとい  
う回答としています。これは第1期の回答を踏襲していますが、赤字に記載のとおり、第2  
期は第1期と異なり、個々の論文で評価するのではなく、組織を代表する研究テーマでの  
提出になるということに基づきます。また、「受賞」のみならず、「製品化」等、他の根  
拠にも当てはまるよう表現を改める修正を加えています。

問11は、特許の取り扱いに関する質問に対し、第1期は特許取得済みのもののみを認  
めていたが、第2期は特許審査に長期間を要することや、防衛特許の事情等も考慮し、特  
許出願中あるいは審査請求中のものも認めるという回答としています。ただし、優れた研  
究業績のエビデンスが特許出願中あるいは審査請求中のもののみである場合は提出するこ  
とはできないとしています。

資料4-2がQ&A全体の(案)であり、達成状況評価に関するものが3問、現況分析  
に関するものが3問、研究業績水準判定に関するものが17問となっています。以上です。  
○委員長 説明のありました第2期中期目標期間の教育研究の状況についての評価に  
関するQ&Aについて、ご審議のほどよろしく申し上げます。

私から質問ですが、特許について、第2期は特許出願中、審査請求中のものも認めることはよいと思いますが、「代表的な研究成果」が優れているという判断はどのように行うのでしょうか。

● 研究業績水準判定は、評価者に研究成果の中身を見ていただくわけではなく、あくまでその業績が学部・研究科の目的に合っているかどうかを見て、受賞などの客観的なエビデンスを基に判断いただくこととしています。特許の場合は、特許出願中・審査請求中のもののみを根拠に判断するのではなく、他の論文等の研究成果もあわせて、総合的に判断いただきたいと思います。

○委員長 よろしいでしょうか。他にご意見無いようですので、案のとおり修正無しとします。

次に学部・研究科等の現況分析にかかる事項として、学系別の参考例について検討します。学系別の参考例についてワーキンググループにて検討いただいておりますので、ワーキンググループ主査よりご説明をお願いします。

○ これまで本委員会でも報告があったように、現在、機構の研究開発部で現況分析における教育の水準及び研究の水準の観点ごとの分析に当たっての留意点等について、分野別の状況を加味した学系別の参考例を示すことができるかを検討し、調査研究報告として取りまとめを行っています。本調査研究報告をどのように活用できるかについて、ワーキンググループにて検討を行いました。

検討の結果、本調査研究報告は、今後の評価者向けの研修会の参考資料という形で活用してはどうかとしております。資料の詳細については、事務局から説明をお願いします。

● 資料5-1をご覧ください。現況分析における学系別の参考例については、学系ごとの特性を考慮しつつ、教育・研究の水準を適切に分析できるように、現況調査表への記載例を示してはどうかとして、当機構の研究開発部において調査研究の一環として検討を行っています。

背景として、ワーキンググループにおいても、関係者の期待する水準について可能な限り客観化できるように努めるべき、また、評価基準が一定程度社会に共有されているものもあり、それらの基準を踏まえる必要があるとのご意見をいただいております。また、法人からも、研究業績のSS、Sの基準の明確化についてもご指摘されています。さらに、国立大学を取り巻く状況として、「ミッションの再定義」が分野別に行われ、教育・研究等の機能強化が求められており、また、論文データを用いた研究力分析が行われ、競争的資

金等において評価項目が詳細に設定されるといった教育・研究活動の分析・評価がより明示的に行われる傾向にあるという状況です。

このような状況、背景等を踏まえ、学系別の参考例について調査研究を開始し、第1期の評価結果の分析、近年の政府答申、日本学術会議や経済団体の提言等を分析し、素案を作成しました。その素案を学系毎に6名から9名程度の有識者にお集まりいただき、素案の内容をご検討いただきました。

まず先行して作成した分野が、資料5-2のとおり工学系と人文科学系における参考例、その後作成した分野が、資料5-3のとおり理学系、農学系、保健系における参考例です。

本参考例の取り扱いについては、当機構研究開発部の調査研究の成果であり、評価者向けの参考資料として評価者研修会等の場で活用することとしてはどうかと考えています。また、大学においても現況調査表を作成していただく際に、この参考例を参照していただくことも可能にしてはどうかと考えています。

本参考例は、7つの学系について作成する予定であり、今後、社会科学系と教育系についても検討を行う予定です。検討状況の詳細については、当機構研究開発部の林准教授より説明します。

● 資料5-2及び資料5-3について簡単にご説明します。現在5つの学系の参考例を作成していますが、資料5-2の工学系を例に、その構成をご説明します。

まず、1ページ目が「本資料の位置づけ」です。「本資料は評価者が評価の際に一つの情報として参考にすることを期待している。また、公表することによって、大学も現況調査表作成時に参考にすることもありうる」と想定している。これにより、部会の評価者の間に共通見解を形成し、評価をより公平なものとするができることとともに、大学が各学部・研究科の教育・研究の状況を自己分析することを容易にすることも期待される」としており、基本的には評価者向けにご説明し、評価をより質の高いものにするを目的としたものですが、大学も必要があれば参考にすることもあり得ると考えています。

また、2ページ目の下線のとおり、「本資料は、大学が記述すべき事項や評価者が注目すべき事項を制限するものではなく、また、本資料に書かれた事項を大学が網羅することを意図したものではない。また、この例に含まれない特徴的な取組を大学が記述することは大いに奨励される。」としており、本参考例が強制力を持つものではなく、1つの参考例であることを強調しています。

3ページ目の「2. 教育水準の現況分析」の「2.1 分析項目Ⅰ 教育活動の状況」の

「(1) 観点 教育実施体制」について、まず評価実施要項から、本観点がどのようなものであるかを転載しています。本観点では、学部・研究科等が考える自らの教育目的を達成するため、どのような組織編成上の工夫を行っているか、内部質保証をどのように機能させて教育の質の改善・向上を行っているかについて記述することを求めており、工学分野の特性を踏まえた参考例について例示しているものです。

まず大きな黒丸の「教育組織編成や教育体制の工夫とその効果に関する例」について、この黒丸の項目は既に全ての分野に共通するものとして定められ、公表されているものであり、それ以降の小さな点の項目が今回新たに各分野の参考例として作成した部分です。例えば「教育プログラムとしての実施体制」として、各学位課程の教育を、学生の能力を養成するためのプログラムとして組織的に実施している体制上の工夫とその効果を例示しています。この例は、政府答申や過去の評価結果、あるいは本分野の先生方にご議論いただくことによって定めたものです。

また、「全学目的に即した連携体制」では、他学部・研究科や全学組織と連携しながら教育を行うことを、工学系に特徴的なものとして例示しています。

また、「外部組織との連携」について、産業界や公的機関、学界等の外部組織と要請すべき人材像を共有し、教育プログラムの共同開発や人事交流を推進している場合には、その体制上の工夫と効果を例示しています。

5ページ目以降が「観点 教育内容・方法」であり、例えば「体系的な教育課程の編成状況に関する例」では、「大学院のコースワーク」として、工学系ではコースワークから研究指導へ有機的につながりを持った体系的な教育の工夫が重要であるにご議論いただきました。その中でも、大学院での講義や、共通科目、複数専攻制、あるいは研究室を横断するような教育が現在の工学分野で取り組まれているものであるにご議論いただきました。

また、「博士学生のノンアカデミック能力養成」について、特に大学院博士課程では、産業界等で必要とされるマネジメント能力や複数の専門分野にまたがる基礎的な能力の育成等の教育の工夫を例示しています。

8ページ目以降が教育の分析項目Ⅱ「教育成果の状況」であり、「観点 学業の成果」です。例えば、「履修・修了状況から判断される学習成果の状況」の「学習成果」については、工学分野において求められる能力についての多様な評価結果についての分析など、日本学術会議の参照基準等で指摘されている事項について例示しています。8ページ目の

一番下が(2)「観点 進路・就職の状況」であり、以上が教育水準に関する参考例です。

10ページ目以降が研究水準の現況分析です。分析項目I「研究活動の状況」の「観点 研究活動の状況」について、「研究実施状況に関する例」及び「研究成果の発表状況に関する例」について、各分野によってある程度予想されるような記述内容を示しています。

10ページ目の下ですが、例えば工学の場合、教員1名当たりの査読つき学術論文や著書、学会発表、招待講演、建築・工芸分野における作品の発表数や、特許出願数、取得件数等々が工学分野に記述される業績の例として考えられます。また、研究資金獲得状況や研究推進方策についても例示しています。

11ページ目、観点の2つ目「共同利用・共同研究の実施状況」についても例示しています。

12ページ目、3.2分析項目の2つ目「研究成果の状況」は、研究業績説明書等を踏まえて分析するものであり、「4. 研究業績水準判定における根拠の例」として示しています。

13ページ目では、研究業績水準判定では学術面と社会・経済・文化面で、優れた根拠の例としてどういうものが考えられるか、第1期の法人評価の結果を分析する形で例示しています。また、「学術面での根拠・データ例」では、研究成果に基づく受賞や新聞・一般雑誌等での紹介、著名な学術雑誌への掲載等を例示しています。

13ページ目の下から、「社会・経済・文化面での根拠・データ例」として、例えば国内及び国際特許を出していることや、ライセンス契約やその収入、あるいは研究成果に基づく起業や、国際標準への選定、さらに製品化・実用化や、それによりもたらされる売上高、期待される市場規模を例示しています。

工学系以外の残りの4分野についても、簡単に特徴をご説明します。人文科学系ですが、最初の構成は同様であり、3ページ目の教育水準では、例えば「教養教育への貢献」として、人文科学系では共通教育としての教養教育に多くエネルギーを割いており、その体制を例示しています。

また、8ページ目の「教育成果の状況」について、「履修・修了状況から判断される学習成果の状況に関する例」の「学習プロセスにおける評価」について、実習、答案・レポートの添削・講評、演習や口頭試問など、学修のプロセスの中でフィードバックをするような仕組みも重要であるとしています。

また、「論文審査」について、卒業論文、修士論文、博士論文の審査体制や、審査の方

法、学生の論文発表の支援、論文の公開・公表の促進方法が、人文科学系では学習成果の評価の視点として重要なものであるとご議論いただきました。

資料5-3の3分野が、その後作成した参考例です。資料5-3の理学系について、1ページ目、2ページ目はほぼ同様の構造ですが、3ページ目から理学系は他の分野と体裁が異なっています。まず3ページ目、「2. 教育水準の現況分析」の下に全体の説明文を加えています。理学系の議論の中で、理学分野では個別個別の箇条書きではなく、より全体的な方向性について示すべきだろうとしています。「理学分野における学士課程の教育は、初中等教育における理科や数学等の教育を引き継ぎつつ、各学問分野に根ざした基盤的な知識についての理解を醸成することが第一に求められる。理学分野のこのような特徴を踏まえれば、学士課程の教育水準においては、教育プログラムとして体系化された適切なカリキュラムのもとで、安定した教育が行われていることを評価すべきである。ただし、体系的な教育が実現され、適切な水準の学力が得られていることが、根拠をともなって示されている必要がある。同時に、最新の学問の発展を踏まえた教育内容の再体系化等がなされていることも評価すべきである」という形で、教育の変化、変更を評価するというよりは、安定した教育がしっかりと行われていることを評価するのが理学分野のあるべき姿だろうとご議論いただきました。

また、3ページ目以降については、構造は同様ですが、理学分野では表形式で表示をしています。

また、「例：組織体制」について、理学分野では、学部・研究科を横断した教育の推進の工夫を1つの視点としてご議論いただきました。

6ページ目、教育内容の「例：専門基礎教育の充実」について、理学部並びに他学問分野における専門教育の基礎として必要とされる理学系学問分野についての専門基礎教育の充実を、理学分野の教育の1つの特徴としています。また、「新入学生の学習履歴を踏まえた教育」については、高等学校の新学習指導要領の変更に伴う新たな教育内容の開発の取り組み等を理学分野の特徴的なものとして示しています。

10ページ目以降が研究水準の現況分析であり、「理学系の研究成果は広範で普遍性がある一方、成果が現れてその意義が明らかになることに数十年かかることもある。そのため、特定の指標を用いることや短期的な視野で評価を行うことにより、研究活動の方向を制限することのないよう注意する必要がある。理学の既存の多様な研究分野を推進することを基本としつつ、世界をリードする研究や、分野を超えた新領域の開拓につながる研究、

地域や産業との密接な共同に基づく研究など、学部・研究科の研究目的を踏まえた研究活動を推進して、優れた成果を得ていることを評価すべきである」と、全体の説明文を加えています。

農学系については、工学系、人文科学系とほぼ同じ構成ですが、農学分野の特徴的な議論として、3ページ目の「施設の整備活用」について、教育研究にかかわる附属施設・設備の整備や活用の工夫を例示しています。例えば、農場、牧場、演習林、水産実験場等々、共同利用のための施設の整備状況や活用状況を示しており、教育内容のところでもこういった施設を使った実習を高く評価するべきであるとしてご議論いただきました。

また、5ページ目、「総合科学としての教育」について、農学が対象とする食料や生物資材、生命、環境等の課題をシステムとして全体的に理解するための、自然科学・社会科学・人文科学を横断した総合的教育や俯瞰的・総論的教育の実施の工夫、教養教育と専門教育との関係の工夫を例示しています。

また、「農学的視点の養成」については、隣接分野の理論や手法を基礎にしつつも、それらの教育の中で農林水産分野における課題の分析・解決を目指した農学特有の視点や実践的能力を養成することを意識した教育内容・方法の工夫に注目していくべきであろうとしてご議論いただきました。

保健系について、保健系でも議論の結果、全体の説明文を加えています。「2. 教育水準の現況分析」について、「保健系の学部・研究科では、医学、歯学、薬学、看護学などの分野における医療従事者ならびに教育研究者や技術者などの養成が目的とされる。学部・研究科が自らの目的に照らしてどのような関係者とその期待を想定するかは異なるが、保健系の教育においては教員・学生・医療関係者だけでなく、医療行為を受ける国民が一つの重要な関係者であると想定され、それら関係者の期待に照らして教育が有効に行われているかを評価する」ことが基本になるであろうとしてご議論いただきました。

また、「医療従事者を養成する教育では、知識伝授に偏重したこれまでの教育から、臨床技術や問題解決力を重視した教育への転換が進められている。そのため、求められる能力の明確化、診療参加型臨床実習や実務実習の充実、教育研究と実践の場の連携体制など、実習を効果的に行う体制や方法について、評価で着目すべきである」とし、実習が重要であるということをご議論いただき、保健系の特徴である実習や医療倫理について例示しています。

8ページ目、「教育成果の状況」について、「履修・修了状況から判断される学習成果

の状況」の「臨床能力の評価」について、客観的臨床能力試験や臨床実習後OSCEが開発されてきており、保健系ではそういったものの実施状況や工夫が重要であるとしています。また、「資格取得状況」の「資格取得」として、保健系の教育目的に関連する資格取得者数を例示しています。また、「共用試験」について、各分野における共用試験の結果、例えば学内の平均値、大学内の進級条件、全国平均との比較等を例示しています。

10ページ目以降が「研究水準の現況分析」であり、トランスレーショナルリサーチや、産学官の連携を保健系の特徴として例示しています。

14ページ目以降で研究業績水準判定のSS、Sの根拠・データ例を示しています。

15ページ目の「論文の被引用数やインパクトファクターの利用の考え方について」は、「一部の研究分野では、SSの根拠・データとして論文データベースに基づく論文の被引用数や掲載雑誌のインパクトファクターが用いられる。インパクトファクターは各雑誌の掲載論文の平均被引用数に相当するものである。ただし、分野により論文データベースの収録率が異なることや、インパクトファクターは掲載雑誌の評価を間接的に示す指標であり論文の指標ではないことなど、これらの指標には限界があることに注意が必要である」とし、過度に活用できる範囲を超えて使うことについて注意をしています。

ただ、一方で、「一方、研究成果の論文データベースへの収録率が高く、被引用数などの指標が評価において一般的に用いられている分野に限っては、評価者が大学から提出された被引用数等との値の高低を、同じ分野、同じ出版年の論文群の中で正しく解釈できるような参照情報を提供することが、評価者の判断を支援できる可能性がある」としています。

評価者が必要とすれば、大学から出された論文についての被引用数や、同じ分野、同じ年に出版された論文の平均値、インパクトファクターなどのデータを提供することは可能であるとしています。ただし、これらの指標は大学から根拠・データとして被引用数が提出された場合に、それを評価者が解釈することを支援するための参考情報として扱うものであり、被引用数によって研究業績の判断を行うものでは決してないと注釈を加えています。

これらの参考例を、基本的には評価者の研修会資料として活用し、評価者が公平な評価ができるように参考情報として提供したいと考えています。ただ、資料を公開することにより、大学も参照することもあり得ると考えています。以上です。

○委員長 ありがとうございます。ただいま説明のありました学系別の参考例の教育

研究評価における活用について、ご審議をお願いします。

○ 本参考例を評価者の研修会において活用する場合、評価者に対しては資料として配付すると思いますが、研修会の資料を公表することにより、大学側も参照することもありうると思いますが、資料はどのような形で公表することになるのでしょうか。

● 評価者研修の資料は機構のウェブサイトで公表する予定です。

● 2点質問があります。1点目は、先行して作成した、工学系、人文科学系の2学系の検討会メンバーにも、後から作成した理学系、農学系、保健系の3学系分を示して、修正を加える機会を設けるのでしょうか。

2点目は、本参考例は基本的には評価者に対して示す資料とのことですが、ウェブで公表されて各大学が参照した場合に、大学への影響が強い表現が見受けられます。本資料の「1. 本資料の位置づけ」の表現について、「学部・研究科等の現況調査表において評価者が注目することが期待される内容の例や、大学から記述されてくる内容が期待される内容の例について学系別に検討を行う」の記述を、「期待される」ではなく、「予想される」と表現を改めてはどうでしょうか。その点に関連して、2ページ目の下線部の上の部分で、「工学系において考える視点について現況調査表において予想される記述内容の例を示したものである」などと、表現を多少和らげた方がよいのではないのでしょうか。また、最後のインパクトファクターの利用の考え方に関する記述で、保健系だと15ページの第2段落目部分、「論文の指標」は「論文の評価の指標」に修正いただきたいと思います。以上です。

● 1点目について、後から作成した3学系の内容を受け、先行の2学系においても修正を行った方がよいということであれば、検討したいと思います。

2点目について、本参考例は、評価者が評価を行う際の参考とするためのものであり、法人への強制力を伴うものではないため、表現については再度確認し、適切な文言に修正します。

○委員長 具体的な参考例を示し過ぎると、評価者の裁量を制限することになるという懸念もありますが、評価が行いやすくなるという点については実質的な意味があるのではないのでしょうか。

○ 本参考例は、初めに個別の評価者が分析を行う時点で活用するのでしょうか。それとも、個別に分析を行った後の学系毎の現況分析部会において、初めて活用されるのでしょうか。

● 個別の評価者が初めに分析を行う時点で活用することを想定しています。また、個別に分析を行った後の現況分析部会においても、参考資料として活用される可能性があると考えています。

○委員長 例えば工学系の8ページと理学系の8ページの分析項目で「教育成果の状況」を見ますと、理学系と工学系では同じ項目でも記述の抽象度等が異なっている所もあると思いますが、問題はないのでしょうか。

● 日本学術会議の参照基準の記述内容を踏まえて作成したこともあり、同じ項目でも分野毎により記述内容は異なっていますが、分野毎の検討会を経て、分野毎の事情も踏まえて、そのような形となっています。

また、公表にあたっては複数学系の参考例が公表されます。そのため、例えば必ずしも工学系の参考例のみを見る必要性はなく、理学系を見て参考となるような例があれば、その内容を記述いただくことも十分にあり得ると考えています。特に、総合科学系については参考例を作成する予定はなく、総合科学は理学系と工学系、あるいは学部によっては農学系など、複数の学系の参考例を参照いただくことを想定しています。記述内容を限定するものではなく、例として参考になれば、他の学系のもも見ていただいても構わないという趣旨のものであります。

● いわゆる専門教育と教養教育の関わりを議論する際に、例えば工学系であれば工学系にとって必要な特徴のある部分の議論をしたのでしょうか。そうであれば、教養教育の、「学校教育法の専門の学芸を教授するとともに豊かな人間性を養う」という部分は議論したのでしょうか。分野共通の事項だから本参考例に記述がないということでしょうか。

● 本参考例を作成する中での教養教育の扱いについては、3ページ目の「教育プログラムとしての実施体制」について、4年間のプログラムではその1年次、2年次に教養教育も含むため、教養教育そのものという形では取り上げていませんが、例えば工学系の4年間のプログラムとして教養教育をどう配置しているかという視点はあり得ると考えています。また、5ページ目の「教養教育と専門教育の関わり」では、プログラム化した4年間の中で教養教育と専門教育をどのようなバランスで仕組みを作っているのか、その工夫等についての議論をいただきました。

○ 研究面においては、学系を明確に区別することが非常に難しいと思います。内容が複数の学系に及ぶ研究活動や研究成果の場合に、適切に評価を行うことができるのでしょうか。また、研究内容等について評価者が自分単独では正確には分からない場合、複数の

学系の評価者が連携して評価を行うことは、制度上可能なのでしょうか。

● 現況分析部会の学系部会間の調整は、「評価作業マニュアル」の5ページに記載のとおり、必要に応じて、評価委員会に設置された運営小委員会で行うことが可能となっています。

○委員長 本参考例の評価者研修会での示し方の詳細については、杉山副委員長と私に一任いただきたいと思います。

それでは、今後のスケジュールについて、事務局からご説明をお願いします。

● 資料6をご覧ください。今後のスケジュールですが、6月から7月にかけて、国立大学法人の評価担当者に向けて説明会を開催する予定です。本日ご審議いただいたQ&Aなどの説明を行う予定としています。

次回の本委員会の開催については7月頃を予定しています。なお、現行の委員の任期は6月末で満了となることから、7月の委員会は委員の改選後に開催します。7月開催の第41回の本委員会では、委員長の選出、ワーキンググループの設置、専門委員選考委員会の設置についてご審議をいただく予定です。

なお、次期の委員については、機構内で所定の手続を経た後に、6月までに委員委嘱の手続を書面にて行う予定です。

また、9月から10月頃に、評価を担当いただく専門委員の追加の選考を行う予定です。

その他、4月から5月にかけて、大学との相互理解を深めていくことを意図し、全国8カ所で開催が予定されている国大協の支部会議で、本評価の概要、仕組みについて改めて各大学の学長にご説明をします。今後とも、大学と情報を密に交換しながら、円滑な評価実施に向けて準備を進めていく所存です。以上です。

○委員長 ありがとうございます。本日の議事は以上ですが、別途報告事項として、第2期の評価の実施に向けて法人が作成する実績報告書の様式について、事務局よりご報告をお願いします。

● 机上配付の「実績報告書作成要領」について、法人が作成する実績報告書の様式については、これまでイメージという形で示していましたが、実績報告書の様式を機構のウェブサイトで公表し、法人へ通知しましたので、ご報告します。

また、実績報告書様式の改定、及び「平成27年度科学研究費助成事業 系・分野・分科・細目表」の確定に伴い、「評価実施要項」「実績報告書作成要領」「評価作業マニュアル」についても、併せて改定を行いましたので、ご報告します。

○委員長　本委員会の委員は、6月30日で任期満了となります。それまでに緊急に審議する必要のある案件が生じなければ、今期の委員会は本日が最終です。それではどうもありがとうございました。